

○財務省告示第二二三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十三年七月一日

財務大臣 野田 佳彦

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十三年七月二十八日とする。

指 定 地 域

青森県及び茨城県